

令和8年度 防犯設備等補助事業 比較表

		地域における見守り活動支援事業		防犯設備整備費補助事業
		防犯設備補助事業	地域防犯環境改善補助事業	
活動概要		町会・自治会が単独、または町会・自治会が他の地域団体と連携して行う防犯活動		商店会または複数の商店会が連携して行う防犯活動
対象地域		「安全・安心まちづくり推進地区」に選定した地区内で行う事業であること		
活動要件		防犯に関する活動を月1回以上継続して行うことが見込まれること		
活動主体		単独の町会・自治会、または町会・自治会と地域団体との連携組織 例) 町会+町会、町会+商店会、町会+PTA など		単独の商店会、または複数の商店会
補 助	対 象	防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備の整備		防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備の整備
	補助率 (負担率)	都 4分の3 補助 区 48分の11 補助	都 2分の1 補助 区 3分の1 補助	都 12分の7 補助 区 24分の9 補助
	地域団体 48分の1 負担	地域団体 6分の1 負担	地域団体 24分の1 負担	
補助限度額	単 独	都 450万円 区 137.5万円 (補助対象経費上限額 600万円)	都 20万円 区 13万3千円 (補助対象経費上限額 40万円)	都 525万円 区 337.5万円 (補助対象経費上限額 900万円)
	連 携	都 675万円 区 206.2万円 (補助対象経費上限額 900万円)		
申請期間		令和8年 6月 1日 (月) ~ 令和8年 6月 25日 (木) ※予算を超過する申請があった場合、抽選とさせていただきます。		
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ1台当たり60万円までが、補助対象経費となります(超過金額は地域団体負担)。 ・防犯カメラの設置から原則として7年が経過し、条件を満たす場合には、機器更新の費用について補助の対象とします。 		